第2回東京都税制調査会

平成 1 5 年 1 1 月 1 7 日 (月) 18:20~19:23 東京都庁第一本庁舎 北側 3 3 階 N 6 会議室

【内田副会長】 今日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。神野会長が前の会議が長引いておりまして、遅参をするということでございました。こちらに向かっているわけでございますが、先生方のご都合もあると思いますので、副会長の私が神野会長の代役を務めさせていただきますので、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いします。それでは座らせて進行させていただきます。

ただいまから平成 1 5 年度第 2 回東京都税制調査会を開催いたします。第 1 回目の調査会で本年度の検討事項についてのご確認をいただいた後、小委員会において本年度の東京都税制調査会答申の作成に向けた検討を重ねていただきました。この小委員会での議論を取りまとめ、私ども調査会の提言すべき内容を答申(案)として作成していただきました。本日の総会に先立ち、あらかじめ委員の皆様にも事務局から答申(案)を送付させていただきました。本日はこの答申(案)についてご審議をお願いしたいと考えております。

なお、本日の審議を踏まえて答申(案)の修正等を行った上で、次回の総会にお諮りし、最終的に ご承認をいただければ知事へ本年度の答申としてお渡ししたいと考えておりますので、よろしくお願 い申し上げます。

議事に入ります前に、調査会の委員に交代がございましたので、事務局から新任委員のご紹介をお願いいたします。

【事務局】 それでは、私から新しく委員をお願いいたしました方をご紹介申し上げます。

東京都都議会議員の清原錬太郎特別委員でございます。

特別区長会会長の室橋昭委員でございます。

ご紹介は、以上でございます。

【内田副会長】 それでは、これから議事に入りたいと思いますが、これ以降の議事は運営要項第2の5により非公開にさせていただきたいと考えております。ご異議がなければ、そのようにさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

【内田副会長】 それでは、これ以降の議事は非公開とさせていただきます。

それでは、これより平成15年度東京都税制調査会答申(案)の説明に入らせていただきます。事 務局からよろしくお願い申し上げます。

【事務局】 それでは、事務局からご説明させていただきます。

お手元に答申(案)と答申の概要をお配りしております。これは先にお送りいたしました(案)の 誤字・脱字、また表現を若干修正させていただいておりますので、あらかじめお断りさせていただき ます。

それでは答申の概要に沿いまして、ご説明申し上げたいと存じます。最初に全体の構成を申し上げますと、「はじめに」という前文がございまして、その後三つの章で構成されております。第1章は「三位一体改革」の早期実現に向けて、第2章は税制上の諸課題、第3章は課税自主権確立のための

地方税法の見直しとなっております。

概要の1ページをごらんください。まず「はじめに」では、住民の将来を支える地方主権確立の立場から、税財政制度改革を早急に必要としております。国も「三位一体改革」を骨太の方針に盛り込んだところではありますが、事態は膠着し進展しておりません。本答申はそのような現状を打開し、地方税財政制度改革を推進するため、課税自主権の拡充を提言するものでございます。

続きまして第1章の「三位一体改革」の早期実現に向けてについてでございます。まず地方主権の確立について。現行の中央集権的な地方税財政制度は制度疲労を起こしており、地方自治体が自らの責任と選択で行政サービスの内容、水準と負担のあり方を決定する地方主権の行財政システムを実現することが必須であるとしています。次に2の地方税財政の現状と問題でございます。地方と国の歳出額の比は6対4なのに対し、地方税と国税の収入額の比は4対6と、税収配分と事務配分には大きな乖離があり、地方財政の相当部分が国庫支出金や地方交付税に依存しているなど問題がございます。

次に3の具体性に欠ける「骨太2003」では、国の消極的な姿勢を問題としてございます。 (1)では国庫支出金につきまして、「骨太2003」では4兆円程度の廃止・縮減等と示されてございますが、これは運用の弾力化等まで含んだものでございまして、真の削減目標を定めていないこと、移譲する税目を具体的に示していないことなどを指摘してございます。 (2)では地方交付税制度について、具体的な財政調整に関する提言をせず、交付税の総額の抑制と財源保障機能の縮小による削減目標だけを示していることは問題であるとしております。次の(3)では、改革の実現に向けたプロセスが明確でなく、中央省庁の予算査定にゆだねてしまっていることは大きな問題であることなどを指摘してございます。 (4)では、「三位一体改革」の名において、国の財政再建のため地方を切り捨てようとすることは許されず、地方に自立のための財源を配分することは、自治体の創意工夫等につながり、結果として国の財政に寄与するとしております。

2ページをお開きください。4のあるべき改革の方向でございます。(1)の税源移譲は、「三位一体改革」では税源移譲が中心になるべきであり、具体的には偏在性の少ない個人住民税の充実確保、地方消費税の充実の税源移譲が重要であること、また税源の乏しい地域への移譲額をふやす方式も検討すべきであるとしてございます。(2)の国庫支出金等については、まず国庫補助金は原則廃止・縮減し、税源移譲の原資とすべきこと。国庫負担金は真に国が負担すべき分野に限定して、それ以外を税源移譲すべきこととしております。国が自治体に新たに事務の義務付けを行う場合には財源保障が行われるよう、明確なルールづくりを行うべきとしております。(3)の地方交付税制度の改革とナショナル・ミニマムとして、ナショナル・ミニマムを確保した上で、自主的財政運営を補完するという交付税制度本来の目的に沿って見直すことが必要であるとしています。最後に(4)では、「三位一体改革」を国任せにすることなく、地方を交えた公式協議機関を設けることなどにより、国民的な議論のもとに改革を進めるべきであり、地方自治体も互いの利害を越え、一致団結して挑むべきであるとしていまして、第1章の結びとしております。

続きまして、第2章の税制上の諸課題についてでございます。初めに企業課税をめぐる諸課題では、まず都の銀行外形課税について、全国自治体の課税自主権行使の先駆的な役割を果たし、地方税法による外形標準課税導入の契機になったこと。4年間で1,260億円の税収を上げたことなど、大きな成果を上げたとしております。次に(2)の外形標準課税の導入は、地方自治体の長年の悲願が実現したものでありますが、事業税の外形基準の割合が全体の4分の1に過ぎないこと、外形標準が一律であり、銀行業等の場合は事業活動量を必ずしも適正に反映するとはいえないことなど、不十分な点があるとしてございます。また、今回の外形標準課税の適用法人には、銀行外形課税の根拠となっ

た地方税法に定める特例規定が適用できなくなったことは、課税自主権の行使を制約するものとして ございます。

(3)では、日本銀行への課税について。税法上の課税対象法人であるにもかかわらず、日本銀行法により国庫納付金が全額損金算入されるため、多くの利益を上げながらその事業活動規模に見合った税負担がされておらず、地方自治体の行政サービスを受けている以上、業務活動に見合った課税が行えるよう、国庫納付金の全額損金算入制度を早急に廃止すべきであるとしております。また、非課税となっております特殊法人につきましても、一定の税負担を求めるべきとしております。

次に、大都市需要と大都市税制でございます。(1)にありますように、東京には様々な機能が集中しており、膨大な大都市特有の財政需要をもたらしておりますが、次の3ページにまいりまして、(2)にありますように、都の事業所税収のおよそ1~2割を占めていた新増設分が15年度から廃止されました。このような状況を受けまして、(3)の大都市需要と税負担のあり方では、事業に係る事業所税の充実とともに、大都市における事業活動の拡大に着目した税の新設、特定の大都市需要に対応している消費への課税、将来における超過課税の拡充を検討すべきとしてございます。(4)の大都市需要と税財源配分では、事業税の分割基準は大都市特有の財政需要に対応できる制度とすべきであり、財源調整の手段として用いるものは妥当ではないとしております。また、地方税財政制度の改革に当たっては、大都市の財政需要にも十分配慮すべきであるとしてございます。

3の資産課税のあり方では、まず現行の固定資産税制は負担調整措置など、複雑で極めてわかりにくく、抜本的な見直しが必要であることとしてございます。さらに、不動産に対する相続税については、中長期的には地方の税源とすることも検討すべきであるとしてございます。

4の地方環境税につきましては、(1)の地方環境税で平成13年度の都税調答申にもありますとおり、国において具体的な議論が始まっておりますが、温暖化対策税はあくまでも地方税を主体とし、全国ベースの地方税として実現すべきであるとしてございます。また(2)の自動車生産者に対する新税も、13年度答申でも言及されたものでございますが、独自課税に向けましては解決すべき多くの課題があり、今後とも引き続き検討すべきとしてございます。

最後に第3章でございますが、課税自主権確立のための地方税法の見直しとして、まず現行の地方税法は細部まで規定されており、自治体の裁量は狭く、ほぼ全国一律の税制であることを指摘してございます。そして課税自主権強化のため、税目選択の自由化、課税標準や税率について裁量幅の拡大、法定外税の同意制の廃止、自治体の課税に関する協働・連携の仕組みの整備などを求めています。

最後に、自治体が真の課税自主権を確立するためには、住民、議会等への説明責任が重要であり、 また税務行政の基本である適切かつ効率的な税務執行に努め、住民の信頼を得る必要があると結んで ございます。

さらに、概要ではございませんが本文をお開きください。本文の最後でございますが、「付記事項」として2点ございます。事業税について今後外形課税の比率のあり方を検討する場合には、中小企業等の税負担に配慮する必要がある。また、大都市の税源については、「大都市における事業活動に着目した税制のあり方について、例えば、広告費の支出に関する課税の可能性を検討することも考えられる。」という付記事項がついてございます。

答申(案)の概要は以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。大変申しわけありませんでした。遅れましたことをおわび申し上げます。皆々様にももちろんご迷惑をおかけしましたが、特に内田副会長には本当にご迷惑をおかけしまして、おわび申し上げます。

それではただいま答申(案)について、事務局からご説明いただいたということでございますので、この(案)は、ことしの7月から7回にわたって小委員会の方で検討を重ねて作成されたものでございます。私小委員会のメンバーでもございましたが、出る機会がなく、小委員長の磯部先生や、それから委員長代理でいらっしゃる青木先生には大変ご迷惑をおかけいたしましたが、本日小委員長の磯部先生がご欠席されておりますので、委員長代理の青木先生から、ただいまの事務局の説明に対して補足説明がございましたら、ご説明いただければと思います。よろしくお願いします。

【青木小委員長代理】 小委員長の代理を務めさせていただきました青木でございます。東京都立大学の磯部先生の代理ということで、全く能力のない人間であったわけですけれども、小委員会の委員の皆様方のすばらしいご発言のおかげさまで、何とか答申を取りまとめることができて、決して恥ずかしくないものができたかなというふうに考えております。ただ、小委員会の審議の日程等、お手元に資料があるかと思うのですが、7回ほど小委員会を開かせていただきまして、そのうちことしは特にそうだったのかもしれないのですが、議題をごらんいただきますとおわかりになりますように、当面の税制上の諸課題ということで、特にことしは銀行外形の問題に、相当な力と労力と時間をとられたという結果になっております。

なかなか新しいこと、今こういういわば過渡期といいますか、いろいろ物事が変わらざるを得ない時代にあって、なかなか新しいこと、審議すべきことがたくさんあったのですが、今申し上げましたような理由でなかなか新しいことを十分に審議する時間がなくて、それは小委員会の委員の気持ちを恐らく代弁して、私がやはりこの総会でお伝えしておかなければいけないところかなと考えております。ですから、中身的には従来のこと、特に大事ないわゆる「三位一体」等々については、ある程度の審議を行ったわけですけれども、来年以降また磯部先生の引き継ぎ事項、あるいは事務局へのお願いとしては、やはり新しいこと、税制調査会という名前に値するような審議の時間と議題の設定の仕方をしていただければありがたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

【神野会長】 どうもありがとうございました。それでは早速審議に入りたいと思いますが、特に今回3章構成になっておりますけれども、特に1章からということではなく、審議時間が限られておりますので、ご自由にご発言いただければと思います。いかがでございましょう。では申しわけありません、お願いいたします。

【桜井特別委員】 桜井でございますが、まず小委員会の先生方に大変短い期間中、特に8月に3回もやったということで、大変だったろうなと思ってご努力に敬意を表したいと思いますし、立派な案ができたなという思いでございます。本当にご苦労さまでございました。

私の方からは、2点ほどちょっと意見を述べさせていただきたいと思いますが、一つは今お話が出ましたが、第1章の「三位一体改革」についてでございまして、これは提言は長い間いろいろなことをこの税財政改革については提言してきたのですが、やはり国の姿勢が一番問題で、なかなか国の方がうまくいかないということでございます。「骨太2003」でも、平成18年度までに「三位一体改革」を行うのだと明記されているわけですが、答申(案)でも述べられているように、国庫補助負担金の仕組み一つにとりましても、各省庁の抵抗が強くてなかなかこちらの意思がうまく伝わっていかない。また、特に財務省は国の財政再建を最優先とするという立場で、税源移譲を先送りすると、必ずしもこの改革の実現の前途は容易ではないなというよりも、もう極めて難しいかなという思いをするわけでございますが、2~3日前の新聞でも、財務省は来年度はこの税源移譲は見送るという方針を出しているということがはっきりしているわけでありまして、そういう中で改めてこの税源移譲

を中心にした三位一体の重要性を改めて指摘して取り組んでいくという構築を提言することは、非常 に大事なことだなと思います。

問題は、これはもう長い間私たちも都議会におりますけれども、この提言はいいけれども、なかなかうまくいかない。都の財政再建プランを見ても、内部努力とかいろいろなことはそれなりに進歩しても、この税源移譲だけは一歩も進まないということになって、問題は議論のやり方とそれから運動論、これがやはりしっかりこれから考えていかなければならないのではないかなと思うわけでありまして、前回も申し上げたのですが、国と地方の縦の議論しかされていないので、横の議論をやると同時に、事務局の方も含めて、私たちも国が何を考えているか、間接的な情報しかないものですから、生の国の考え方を聞きたいなと、こういう思いもありまして、例えばこの席に財務省なり、または場合によっては総務省なり呼んできて、実際我々と議論をさせてもらえるような場も欲しいなというようなことも含めまして、この運動をどうするかということをこれからしっかり考えていく必要があるなというのが一つであります。

もう一つは、この(案)の中の18ページから19ページにかけまして、都の独自に実施している 小規模住宅用地に対する都市計画税の減免措置、あるいは固定資産税の問題などなのですが、これは 見直しを検討すべきであるというふうに結論づけているわけなのですが、見直しイコール打ち切りと いうふうに受けとめる傾向が非常に都民の間では強いのではないかなということを懸念しております。 というのはやはり今の経済状況からして、大変な状況になる中で、この独自の減税措置については 7 0 0 億円という減収の額があって、これはそれなりに大きな額だと思うのですけれども、しかしただ 財政難というだけの観点で見直しをするということでありますと、都民がどういうふうに受けとめる かなということが心配なものですから、もう来年度予算編成に向けまして青色申告会をはじめ、いろいろな団体からもこの税についての継続の要求がございます。

もちろん、固定資産税そのものも地方税といいながら、標準税率を国で画一的に決めてしまうという問題もあって、制度そのものには問題もあるし、将来にわたって検討すべき点はたくさんあると思うのですが、現下のこういう景気の低迷、経営難、そういう都民のこうむっている状況を考えますと、見直しを検討すべきであるという表現が、都民にとってどういうふうに受けとめられるのかなということが、私どもが心配をしているわけでありまして、そういう意味から案文の中身、あるいは答申(案)全体の中で、むしろ都民に対しては厳しい状況に対してこたえてあげるよという姿勢もあった方がいいと思うわけでございまして、私個人としてはまた都議会の立場という点から考えますと、ぜひ来年度継続してもらいたいという要望を強く持っているわけなのですが、そういう観点から含めても「検討すべきである」というだけの表現でいいかどうか、今後最終案に向けてご検討していただきたいなと、こう思うわけでございます。

以上でございます。

 て具体化していく方法というのを模索していただくということを、お願いしたいというふうに思います。

固定資産税については、当面検討させていただきますが、事務局の方何かあるのでしょうか、一方的にやめるというような印象を与えないということだと思いますが、つまり見直してスクラップ・アンド・ビルドみたいなことを含めてということの趣旨を、どの程度誤解なく表現するかという表現ぶりになるかと思うのですけれども、何か事務局ないしは小委員長代理の方から。事務局の方がよろしいですか。

【事務局】 三つの減税でございますけれども、ご案内のとおり東京都の方では財政再建推進プランということで、来年すぐやりますというものから中長期的な視点からというものも含めまして、幾つか例示として挙げているわけでございます。その中の一つとしてこの固定資産税、都市計画税の軽減措置については検討すべきではないかと、こういうふうな整理をさせていただいているところでございます。したがいまして、来年私どもすぐやるというようなことではなくて、もちろんやることも含めて検討を幅広くやっていきたいということでございます。そういう意味で、事務局としてはそういったオール都庁の一定の方向、そういった中でこういったところを表現といいますか、整理をさせていただければありがたいなというふうに考えているところでございます。先生ご指摘のとおり付記事項で整理をさせていただく方法もあろうと思っております。

【神野会長】 ではその辺、この不況の中でかえって心理的な不安をあおるような表現を避けるような形で、ちょっと考えさせていただきます。ほかに。

【古館特別委員】 古館でございます。座らせてお話させてください。

これ読ませていただきまして、三位一体の問題でも以前の内容より少し踏み込んだとかという形で、そういう変化というのは非常に感じ取っているのですけれども、最初に「三位一体改革」という用語を使うこと自体に、ちょっと私自身疑問を感じています。「三位一体」という、この適否なのですけれども、小泉改革という中に「三位一体」というのが入っていまして、これはもう明らかに国庫補助負担金の廃止とか縮減、それから地方交付税の見直しとか、税源移譲を含む税源配分見直しの三つを一体で行うと。私はこれは改革という側面よりも、国民と地方自治体にとっては財政支出の大幅な削減による行政サービスの後退、それからある意味では地方財源の切り捨てにつながっていく、こういうふうに思わざるを得ないのです。

それで、ことしの6月にここに書いてあるのですが、骨太方針第3弾というのが出まして、ここではどういうことを言われているかというと、地方でできることは地方でやりなさいと。このスローガンのもとで受益と負担の関係を明確にして、地方が自らの支出を自らの権限、責任、財源で賄う役割をふやして、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で自主的・効率的に選択する幅を拡大する。国地方を通じた行財政改革を強力かつ一体的に進め、行財政システムを持続可能なものへと変革していくなど、効率的で小さな政府を実現すると。

つまり結局は、地方は自分のことは自分でやりなさいというスタンスが、この中には非常に強烈に出てきているものですから、ここで言っている「三位一体改革」というのは、地方が考えているような状況ではないというふうに私は判断をしています。実際に、この骨太方針の第3弾で確認されたのは、一つは国庫補助負担金は、これから3年間でおおむね4兆円程度を削減すると。それから二つ目に地方交付税は財源保障機能を見直して、2006年までに縮小していく。税源移譲を含む税源配分の見直しは補助負担金の廃止・縮減を行った上で、その8割程度とすると。

つまり税源移譲にしても、どんどん縮小・削減を前提にして、その8割程度しか保障しない。義務

的な事業は徹底的に効率化した上で、全額を税源移譲するということになっているわけですが、ですからこういう点でいいますと、4兆円は補助金を削る、それでそういう中でどんどんどんどんじん削った上で税源移譲を考えますということになっております。補助金制度についての考え方ですけれども、私はこの補助金というのは確かに汚職の温床にもなったり、自治体に公共事業を押しつける仕組みができ上がっているという、そういう意味で言えばそういう形態もあるのはそのとおりなのですが、ただ改革はすべきですけれども、しかし基本的な制度というのは守るということが必要だと私は判断しています。

言うまでもなく、国庫補助金ということには負担金と補助金の区別がありまして、これはもうそれこそプロの先生もいらっしゃる中でこんなのはもう差し出がましいのですが、負担金・補助金の区別があって、負担金が86.4%で補助金が12.6%。ですから本来地方が必要としている負担金というのが約9割近くあるわけです。しかも、国庫補助負担金の約8割が義務教育費とか老人医療給付費、療養給付費、生活保護費、介護給付費、それから老人保険医療拠出金、下水道事業の補助、児童保護費など、福祉と教育などに約8割が充てられています。地方への税源移譲は、全国の自治体にとって当然の願いであって、それは要求でもあります。しかし、自治体関係者の要求は税源移譲というのが自己目的ではないと私は思っています。

というのは、自治体が自主的に使える財源をいかにふやしていくのか、それで健全な財政運営がいかにできるかというところに、この税源移譲を初めとする地方の税財源獲得の基本があるというふうに私は思っています。しかも、地方への税源移譲だけでは財政力の弱い自治体をカバーし切れないし、だからこそ全国どこの自治体も独立性を持って標準的な行政サービスを提供できるように国が財政保障すると、こうした目的を持っているのが地方交付税だと思っています。したがって、自治体側から大きな改革を求める場合には、地方税、補助負担金、地方交付税が相互に補完し合っている現実を踏まえた総合的な見地が、今本当に求められているのではないかと思っています。

そういう点で、私は基本的には今そのように考えておりますけれども、やはり今回の答申が今まで出てきたことを総ざらいで述べているというのも、もう一つの特徴かと思うのです。その場合に、例えば税源の移譲のあり方で住民税のフラット化とか、あるいは地方消費税の充実とかという、結局これは低所得者に対して税負担が重くなっていくということにならざるを得ない。それでもう一つは外形標準課税の一般導入です。一般外形課税の導入。これ自体はもうここにも付言がありますけれども、やはりこれ自体も応益税という形で、やはり赤字の中小企業なんかにも税負担がいってしまうという、そういう意味でいうと税負担が非常に弱い立場のところに税がシフトしていくのではないかという心配を持っています。

その点でいいますと、やはり地方環境税も改めてここにのっかっていますけれども、まだこれをどうするという明確にはないのですが、これも下流で税をとるということになりますと、下流というのは消費者ということになるわけで、そうすると消費税と地方環境税というのはどこが違うのだろうかということにもなりかねないという点で、非常に弱い立場の人への税シフトがされていくのではないかということを懸念いたしますし、こういうこれを取り上げられているということに対して、私ははっきり言ってなじまないというふうに思っています。

同時に、11ページで都の銀行課税を大変高く評価している、私もこれは同感なのです。だけどもそれが同時に一般外形の議論を喚起し、暗礁に乗り上げていった外形標準課税導入の契機という形でいいますと、私ははっきり言わせてもらうと、銀行課税ということと一般外形標準課税をイコールで同列に扱ってほしくないなと思っております。あれは石原知事も言っていますけれども、結局銀行が

税金逃れをする、ところが業務粗利益を含めてものすごい規模で利潤を上げている。そこに対してそれに着目をして導入したのが銀行税であって、ところが今度の一般外形は赤字の企業であっても税金を課すということでいいますと、やはり私はそこをレベルとして同じような流れで述べてほしくないなと思っていますので、これは分離して、そこで書いてある5行というのは削除していただきたいと、私はそのように思っております。

それともう一つは、先ほど桜井特別委員からもお話がありましたけれども、新築住宅軽減とか都市 計画税の軽減については、これは議会でも随分超党派で議論をして決めているという性格もあります し、今の現下の不況の中でこれを元に戻していくということになると、本当に深刻な負担増にもなり かねないということがありますので、そういう点はぜひここは削除してもらえればありがたいなと、 このように思っています。

以上です。

【神野会長】 どうもありがとうございました。

【青木小委員長代理】 すみません、まず事務局より先に私の方から審議の過程を、少しご説明をさせていただきたいと思います。先生今ご指摘の点いろいろございましたけれども、特に1番目のいわゆる「三位一体改革」のお話でございますけれども、我々小委員会の中でも同じような意見、つまり財務省路線である財政再建論議の中での「三位一体改革」というものにのっかって、タイトル自体そういう名前を使うのはいかがなものかというご意見も確かにございました。あるいは国税を移譲して、じゃ地方全体として、あるいは財政力の弱いところも含めてどういう将来像を描くのかと、そういうところについても審議を我々はいたしました。委員の方でしたら恐らく小委員会の議事録等もごらんいただけるのかなと思いますが、必要であればごらんいただきたいと思うのですが、「三位一体改革」については十分我々も気を使ったところでございます。

特に私どものような職業をやっておりますと、今何を発言してもいわば地方のお金節約というようなことで、逆手にとられるようなことばかり言われていますので、例えば地方交付税をどうするかとか、ご指摘のように補助金と負担金の境目をどう考えて、それぞれどういう扱いをしていくのかということについて、4~5年前まで普通に我々も発言してできていたものが、なかなかすぐに逆手にとられて、じゃ勝手にやればいいのではないですかと、自己努力でやりなさいというようなことをされてしまいますので、実は非常に気を使ってこの部分を書いてございます。その上で我々もまだまだ力不足のところがあったかもしれませんので、ぜひ外から見ておかしくとられるようなところ、あるいは、私は一番実は気を使ったのが三位一体で東京だけが得するのではないかと、そういうような議論が非常に強く横行しているものですから、決してそういうことではないですよということを、できるだけじわじわとにじみ出させるような文書にしたい、したいと、ずっとそれを考えておりましたので、まだもし足りなければぜひ具体的にご指摘いただければ、多少の修文はまた事務局の方でもやっていただけるのかなと思います。

それと同時に、この三位一体についてはそもそももう東京都税制調査会神野会長のもとで、平成12年度に我々の方がむしろ先に言い出していたということもございますので、この流れ、この3年間の我々の努力がわかっていただける方には、恐らく自然な形でむしろ三位一体という名前で言っておりますけれども、この考え方がご理解いただけるのかなというふうに考えておりますので、少しご検討いただければと思います。

それともう一つ、私がお答えすべきところは第3点目にご指摘いただきました銀行外形の評価についてでごさいますけれども、私もこの銀行外形が導入される前後にいろいろと外で呼ばれてお話をさ

せていただいたり、あるいは東京都の方とご相談する機会もあったわけなのですが、私のような租税論ですとか財政学の立場から申し上げますと、これは税の説明としてはやはり外形課税というところでご説明をしないと、なかなか国民の方にもあるいは霞ヶ関の方々にもご理解いただけないということで、確かにご指摘のように銀行がもうけているのに税を納めていないのはおかしいのではないかと、これは非常に庶民感情でアピールするところではあったわけなのですが、これだけでなかなかまともな説明といいますか、理論的でかつ偏りのない説明は難しかったわけでございます。そういう私の立場から申し上げますと、この銀行課税というのはやはり外形標準を前面に出したから導入することができたし、あるいは世間の理解、特に専門家の方々のご理解は得られたのかなというふうに考えておりますので、ぜひやはり単に銀行憎しとか、そういうことだけではなくて、やはり外形標準を東京都が先頭に立って、外形標準導入の糸口を開いたということをぜひお認めいただきたいなというふうに、これは少し個人的な意見も入っておりますけれども、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【神野会長】 ありがとうございました。事務局の方から何か。いいですか。ではどうぞ、すみません。

【清原特別委員】 答申案の18ページから19ページにかけて、資産課税について書かれておりますが、これについて都民の目線に立って3点ほど意見を申し上げたいと思います。

まず第1点、固定資産税についてでありますが、現在固定資産の価格の決定に当たっては、取引事例価格をもとに評価を行っております。しかし、この不況の中オフィスビルの空き室率が増加しており、アパートの空き部屋もなかなか埋まらない状況が続いております。実際の収益が上がらないにもかかわらず、固定資産税の税負担だけが変わっておりません。場合によっては地価が下がっているのに税負担が上がるということもあります。土地の評価に際しては、どれだけ収益が上がるのかという点に着目した収益還元法も併用すべきだと思います。この点を明記すべきではないかと考えます。

第2点。次に固定資産税等について、都が独自に行っている軽減措置に関して申し上げたいことで ございます。答申案では今後そのあり方を検討する必要があるとしておられます。特に都市計画税の 軽減については、「見直しを検討」となっております。これらの措置は東京の地価がとりわけ高く、固 定資産税等の負担が重くなっているために行われているものであり、仮に廃止の方向での見直しを前 提としているのであれば、賛成できかねます。むしろ、単年度措置として毎年継続することをやめて、恒久的な措置とするべきではないかと私は考えます。

第3点。最後に相続税についてでありますが、ここに書かれている事業の承継は、単に重要な課題というよりも地域の存亡にもかかわる問題であります。現在の相続制度には大きな問題があります。苦労して後を継ごうという子供がいなくなってしまっております。その結果、町の商店や工場が次から次へと廃業し、地域が崩壊しようとしております。これは地域を守るという点でまちづくり全体にかかわる重大な問題であると思います。例えば後継者には事業に必要な財産を相続させ、相続税も軽減するような制度に改正すべきであると思います。民法の問題になると思いますけれども、事業の承継を円滑に行い、東京の昔ながらの下町情緒にあふれた商店街を存続させるためにも、相続制度と相続税の改正が必要であります。国に強く要請すべきであると私は思います。

以上、私の意見といたします。

【神野会長】 今非常にご専門の資産関係でご意見いただいたのですが、これどうしましょう、事務局の方にお答えいただいてよろしいですか。

【事務局】 3点、お話がございましたけれども、まず1点目が固定資産の評価につきまして収益

還元法というものを併用すべきではないかということでございますけれども、今回の答申については特に触れられていないわけですが、平成12年度の答申で土地税制全般の提言をいただいておりまして、その中で収益還元法についても触れておりまして、やはりそういった採用をすべきではないかという提言を、この都税調からもいただいているところでございます。ですからそういうことでご理解をいただければありがたいというふうに1点目は思っております。

2 点目は、固定資産税等の軽減措置のお話でございますけれども、これは先ほど冒頭ご説明申し上げましたとおりでございます。

3点目の相続税ないし民法にかかわるような問題でございますけれども、一般的に事業承継税制に つきましては、都税調でも12年度からずっと提言をいただいておりますし、東京都でも国の方に提 案要求をさせていただいている経緯もございます。地域のまちづくりというような観点から、民法の 改正にも言及されておられますので、民法の改正という意味では新しいご提言ということでもござい ます。そういった意味で何らかの形で、先ほど付記意見というようなことも申し上げましたけれども、 付記意見等で整理ができればよろしいかなというふうに考えております。

【神野会長】 ただいまのご趣旨は、財産分割をすると安くなるようなシステムになるわけですね、取得税といいますか。もらった人が払うようなシステムになっておりますから、現在それは法定相続分で分割したこととみなして課税することになっているわけですけれども、それでも弱いとすればここに書いてある、つまり遺産税方式、つまり死んだ人にかけるという方式にすれば、税率その他の設定にもよりますが、ご心配しているように1人で相続したときにその方の税金の負担を弱めるということであれば、事実上これ弱まるということになりますので、ここもそこ配慮が一応当面相続税を地方税に持っていくということをやるためには、多分今の取得税から遺産税に変えなければならないと思いますので、それは少しこの配慮が一応入っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。ちょっと民法までとなると、これは大ごとになりますので、そこは配慮が一応入っているということでご理解いただければと思います。

ほかにいかがでございますか。よろしいでしょうか。事務局から何かございますか。いいですか。 なければ、ちょっと皆様方からご意見をいただいたところを集約いたしますと、私も大変心配して おりました、桜井委員や古館委員からもご指摘いただきましたが、どうも論理逆転しているところが 「三位一体改革」であって、本来地方で可能な限り自分たちに必要なサービスを出させるように税金 を移譲するということが、最初の三位一体の出発点にならなければならないはずでございます。

私たまたまですが、ことし石橋湛山賞をもらったのですが、石橋湛山賞をもらった理由として、石橋湛山の書いた論文が配られて、大正14年に大正デモクラシーを進めたときに、石橋湛山は「両税移譲と地方財政」という論文を書いていて、そのときの国の財政の重要な税金であった地租と営業税、この二つの税金を国税から地方税に移譲しなさいという論文なのですが、移譲するだけではだめだと、移譲するだけではなくて、今、国が教育から上下水道から何からすべてのものに補助金を出していると。これをやめさせないと、本当に地方が自分たちの自主的な財政を運営することができないのだと。それをやれば国税から地方税に移譲すると、国の財政が破綻してしまうという反対論にもちゃんと反論になっているはずだということが書いてあったのです。これは知らないうちに、本来国から地方に5.5兆円移譲して、そのうち4兆円ぐらい補助金切りましょうかなんていったのが、これが逆になって、補助金を何兆円切って、そしてそのうちの8割から何割を地方税として戻しましょうかという、こういう議論に、8割にするのか9割にするのかという議論に陥ってしまっておりますので、この点は少し心配をしております。

そうしないと、特に下手をすると皆さんご案内のとおり1980年代には補助率の切り下げを全部やられたわけです。骨太の方針には先ほどもご議論ございましたように、分権推進委員会のときには負担金と補助金をちゃんと区別してちゃんとやりなさいとかと、いろいろなやり方が書いてあったのですが、今度の骨太方針には何にも書いてありませんから、いわば何でもありですので、極端に言えば全部の補助金の補助率を切り下げて何兆円なり何なり浮かしましたというふうに行われて、かつそのうちの8割を移譲しますよということをやられると、これは多分東京都ももたなくなるというような深刻な事態になってくるだろうと思いますので、「三位一体」のネーミングも問題で、私のところに相場の関係者がトリニティリフォームと訳しているものですから、キリスト教の議論にひっかかって、イスラム教徒は不愉快だとか、いろいろ私のところへ投書が来ておりますので、言葉もちょっと問題なのですけれども、いずれにしても皆様ご心配しているようなことがならないように注意深く都の方でもご発言をしていただきたいと思います。

それからもう一つご意見が集中しておりましたのは、固定資産税の書きぶりのところ、特に財政再建プランとのバランスの仕方で誤解を招かないようにということでございますので、そこら辺の書きぶりちょっと事務局と調整をさせていただきたいと思います。大きくご意見をちょうだいしたのは2点ぐらいだと思いますので、そこら辺の書きぶりを調整させていただいて、あとは古館委員から幾つかちょっと意見をいただいております。それもどの程度取り入れさせていただくか、これ環境税のかけ方にかかわる問題のところもありますので、多分上流でかけても下流でかけても転嫁されるのには多分転嫁されてしまうと思うのです。ですから上流でかけた場合のメリットというのは納税者が少なくて済むということだと思いますので、上流でかけた場合には地方譲与税ですね、環境行政をやるのは地方ですので、地方に持っていく方法を考えながらということになるだろうと思います。ちょっと書きぶりを考えさせていただくというようなことで調整をさせていただければと思います。

それから銀行税については、今の外形標準課税の考え方とは全く違うというのはおっしゃるとおりですが、むしろ銀行課税の外形標準化の方が書き方としては論理に合っていたのではないかとは思いますので、これもそういう意味よりもむしろ東京都が銀行税というのはちょっと表現がおかしい、事業税の外形標準として銀行業も対象に加えて、そこで課税公式を新たなものを採用して、導入したということに対することが、一般的な事業税の外形標準を早めたというのはある程度歴史的な事実といっていいのではないかと思いますので、ちょっと書きぶり考えさせていただきますが、できればちょっとした修正でいきたいというふうに考えております。

今日ご意見いただいたのは、そのようなことでよろしければ、最終案までに少しちょっと事務局と 私どもで調整させていただいて、委員の皆様方にできるだけ早い時期にごらんいただいて、また再度、 調整ができるような猶予を持って準備を進めたいと思いますので、その準備大丈夫ですね。どうぞ。

【古館特別委員】 一つだけいいですか。答申が出た段階で、もし私なりに意見があるときは意見表明という形で、従来もそうさせていただいたのですが、それでそれは担保させていただいていいのでしょうか。

【神野会長】 はい、それはよろしいですね。少数意見として場合によっては付記するということはあり得べしということで。

【古館特別委員】 ありがとうございます。

【神野会長】 どうぞ。

【桜井特別委員】 三位一体の話をしましたけれども、必ずしも三位一体について古館先生と全く同じではありませんので、

【神野会長】 もちろんその点は……。

【桜井特別委員】 要するに銀行課税についても言いたかったことは、なぜ銀行課税をやったかという目的は、銀行に課税するということが目的ではなくて、やはり税財政制度を地方を主体にやっていくという、いわゆる税制上の問題での戦いが背景にあったと思うのです。しかしそれも最高裁でどういう結論を出すかによってまた対応も出てくるのですが、そういう地方の立場と国の立場が税財政制度に対して、地方の自主的な課税権限に対して、最高裁がどういうふうに法的に判断するのかなというのが、実は非常に私たちとしての重要な部分だったのですが、それを日の目を見ないまま和解になってしまったということは、ある意味では残念な部分でもあるわけでありまして、そういうことを言うと切りがないので、このとおりで私はいいと思っております。

それから三位一体につきましては、これは何も税の問題だけじゃなくて、要するに起債の権限の地方にいわゆる許可制度から届け出でいいですよとなった中にも、やはり同じように最終的には地方の負担がふえていくのではないかと心配点はあるわけです。地方が起債を起こす資金調達をほとんど郵政の郵便貯金とか、年金の方から来ているわけですが、郵政が民営化になったりしながらの中で、地方が起債の自由権を認められても、果たして資金調達できるのかなという心配もあるわけで、その場合全体として見るか、東京都の立場はどうなるかと見ることによって違ってくると思うわけで、それと同じようにやはり銀行課税に対する問題や、外形課税に対する問題も、あるいは三位一体に対する問題も地方対国という全体の枠で判断するか、あるいはそういう中で東京としてどうなのだということで見ていくのが正論だと思うので、ちょっとその点では話が少し立場が違うことを申し上げておきます。

【神野会長】 そこら辺のご趣旨の相違もできるだけわかるような形で、付記の仕方を考えさせていただきたいと思いますので。後でちょっと調整をさせていただきたいと思います。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、次回は少しまとめたいと思いますので、本日のご意見を踏まえながら、事務局とちょっと調整をいたしまして、早急に案を作成して委員さんのところにご送付し、調整をしたいと思います。 それでは、事務局の方から次回の日程やその他についてご報告していただくことがございましたら、お願いいたします。

【事務局】 それでは、次回の日程についてでございますけれども、来週11月27日木曜日午後4時から。場所は本日と同じこちらの場所でございます。第一庁舎北側33階N6会議室で開催させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【神野会長】 どうもありがとうございました。それでは重ねてでございますけれども、ちょっと 私委員の皆様方に大変本日ご迷惑をおかけいたしましたことを、重ねて伏しておわび申し上げます。

それでは、これにて平成15年度第2回東京都税制調査会を閉会させていただきます。本日は本当にご多用の折を万障繰り合わせてご出席いただきまして、本当にありがとうございました。これにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。